

令和5年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」結果の概要について

総合教育政策局地域学習推進課

はじめに

文部科学省では、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会を実現するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進している。

この実施状況等について、毎年度、全国的な調査を実施しており、今年度の結果については、令和5年11月28日に公開したところである。

〈調査の概要〉

基準日	令和5年5月1日
項目	コミュニティ・スクールの導入状況 地域学校協働本部の整備状況 地域学校協働活動推進員等の配置状況 等
調査対象	都道府県及び市区町村教育委員会（学校組合を含む）
対象校種	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

備考	令和5年度学校基本調査の結果(速報値)における公立学校を対象とし、本調査基準日において休校中と回答のあった学校は除いて集計している。
----	--

1 コミュニティ・スクールの導入状況

コミュニティ・スクールは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教法」という。）第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会は同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関である。平成16年の同法改正により制度化され、平成29年の同法改正により教育委員会に設置の努力義務が課された。

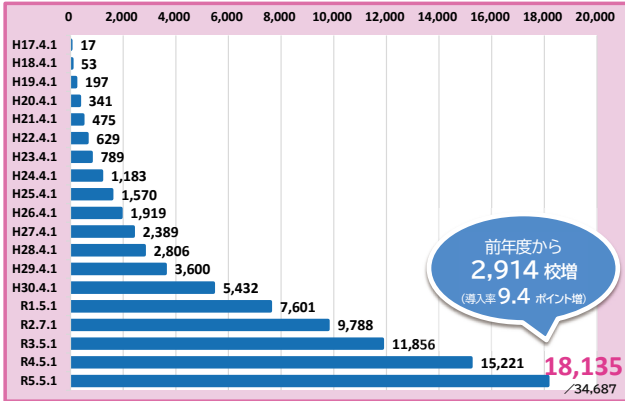
調査基準日では、全国の公立学校の過半数に当たる18,135校（52.3%）に導入されており、これまで取組が低調であった自治体においても導入ないし導入に向けた検討が進みつつあることも明らかとなった。学校種別

(図3) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の整備状況(都道府県・指定都市別)



では、過年度と同様、義務教育段階の導入率（58.3%）が高い傾向にあるが、図2のとおり、前年度からの伸び幅が大きかったのは、中学校に次いで特別支援学校（導入率 45.7%、前年度から 9.9 ポイント増）であった。

(図1)全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数の推移



(図2)コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,437校 (3,060園)	341園 (325園)	14.0% (10.6%)	510園 (612園)	20.9% (20.0%)
小学校	18,437校 (18,619校)	10,812校 (9,121校)	58.6% (49.0%)	13,487校 (13,160校)	73.2% (70.7%)
中学校	9,010校 (9,061校)	5,167校 (4,287校)	57.3% (47.3%)	6,173校 (5,976校)	68.5% (66.0%)
義務教育学校	202校 (159校)	152校 (111校)	75.2% (69.8%)	152校 (120校)	75.2% (75.5%)
高等学校	3,449校 (3,482校)	1,144校 (975校)	33.2% (28.0%)	581校 (494校)	16.8% (14.2%)
中等教育学校	35校 (34校)	8校 (7校)	22.9% (20.6%)	4校 (4校)	11.4% (11.8%)
特別支援学校	1,117校 (1,103校)	511校 (395校)	45.7% (35.8%)	237校 (202校)	21.2% (18.3%)
合計	34,687校 (35,518校)	18,135校 (15,221校)	52.3% (42.9%)	21,144校 (20,568校)	61.0% (57.9%)

※ 括弧内は令和4年度の調査結果

2 地域学校協働本部の整備状況

地域学校協働本部は、幅広い層の地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制である。「地域学校協働本部が整備されている」とは、地域学校協働本部のコーディネートのもとで様々な地域学校協働活動が行われている状態を言う。

全国の公立学校のうち、調査基準日において、この地域学校協働本部が整備されている学校は、21,144校（61.0%）であり、都道府県・指定都市別の状況は、図3のとおりであった。また、地域学校協働本部を整備し、かつコミュニティ・スクールを導入している学校は、13,486校（38.9%）であった。

3 地域学校協働活動推進員の配置状況

地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートをを行う、社会教育法第9条の7の規定に基づき教育委員会が委嘱した者であり、地教行法により、学校運営協議会の委員として学校運営に参画することが規定されている。



調査基準日における地域学校協働活動推進員は13,144人であり、およそ2人に1人(6,055人)が、学校運営協議会の委員として任命されていた。[コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ](令和4年3月14日)における「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動において中核的な役割を担う地域学校協働活動推進員がその役割を十分に担えるよう、制度的な位置付けや社会教育士制度の活用等について、更なる検討が期待される。」との示唆も踏まえ、今回、初めて属性について調査を行ったところ、50自治体が、地域学校協働活動推進員として、社会教育主事講習修了者または社会教育士の称号を有する者に委嘱していることが分かった。

また社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱されていないが、地域学校協働活動推進員と同等の役割を果たす者(以下「地域コーディネーター」という。)については、20,255人であり、およそ4人に1人(5,070人)が、学校運営協議会の委員として任命されていた。また86自治体が、地域コーディネーターとして、社会教育主事講習修了者または社会教育士の称号を有する者を配置していた。

おわりに

新たな教育振興基本計画では、総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が位置付けられた。前者は、学習指導要領前文にも定められたものであり、将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てることなどが求められている。これには、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であり、学校と地域・社会との連携・協働が欠かせない。後者は、子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりが一人一人の子供や地域を支え、更には世代を超えて循環していくという在り方が求められる。これらの基本方

針の相互循環的な実現にはコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組が重要な役割を果たす。

コミュニティ・スクールは、特に平成29年の法改正以降、大きな広がりを見せている。導入率が半数を超えた今、教育委員会に対し、一層の充実が求められるのは、域内のコミュニティ・スクールがその機能を効果的・継続的に発揮し続けるための伴走支援である。都道府県教育委員会には、域内の市区町村教育委員会への伴走支援も求められる。

全国には、学校運営協議会において、学校の教育目標や抱える課題等を共有し、協議を重ね、地域学校協働活動と一体的に取り組むことにより、「社会に開かれた教育課程」の実現や生徒指導上の諸課題の未然防止、学校における働き方改革の推進等、当該学校の教育目標の実現、学校運営上の諸課題の解決はもとより、学校を核とした地域づくりにも成果を上げているコミュニティ・スクールが多数ある。こうしたコミュニティ・スクールには、子供たちの豊かで幸せな成長を願い、校長をはじめとする教職員と共に、子供たちのために学校をより良くしようと本気で取り組む、学校運営協議会の委員、地域学校協働活動推進員や地域コーディネーター、地域学校協働活動に参画する地域住民等、地域の大人の姿、そして教育委員会による丁寧な伴走支援がある。

文部科学省では、引き続き、

- ①導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
 - ②地域学校協働活動推進員の配置充実、常駐的な活動、資質向上等への支援
 - ③全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施
- 等の取組を行い、更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図っていく。

令和5年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査の結果(概要)

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/chosa/post-1.html>